

## 商業ガイドラインと木津中央地区の経過

	地域商業ガイドライン（学研・相楽地域）	木津中央地区に係る動き	
平成 19 年	<p>地域商業ガイドライン策定（6月）</p> <p>大規模小売店舗は広域に影響を及ぼすため、郊外への無秩序な立地を抑制し、中心市街地へ誘導することで中心市街地活性化の効果を上げることが必要</p> <p>●誘導エリアの指定</p> <p>大規模小売店舗のうち、特に広域に影響を与えると考える特定大規模小売店舗（床面積が1万㎡を超える店舗）の誘導エリア及び抑制エリア（誘導エリア以外）を指定するもの。</p> <p>→高の原、州見台、相楽、JR木津駅西側（4箇所）</p> <p>●抑制エリアから誘導エリアへの改定要件</p> <p>→総合計画等において、商業集積を図る地域として位置付けられていること。</p>	用途地域：全域第1種低層住居専用地域（平成22年まで暫定用途）	
平成 20 年		第1回変更事業認可（11月）	現在のセンターゾーンの形状となる。
平成 21 年		総合計画策定（3月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木津中央地区を「学研市街地ゾーン」に位置付け</li> <li>・センターゾーンにおいて商業核等の都市的サービス機能の充実を明記</li> </ul>
平成 22 年		地区計画の決定及び用途地域等の変更（2月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の決定（床面積1万㎡を超える店舗を建築してはならない建築物とする。）</li> <li>・用途地域、高度地区、特別用途地域等の変更</li> </ul>
平成 23 年		都市計画マスタープラン策定（6月）	センターゾーンを「中心都市拠点（商業を含む都市機能集積拠点）」として位置付け
平成 24 年		城山台まちびらき（5月）	
平成 25 年	★京都府へ商業ガイドラインの見直し相談		
平成 26 年		総合計画後期基本計画策定（3月）	
平成 27 年	★京都府へ商業ガイドラインの見直し相談	換地処分（1月）	
平成 28 年	★京都府と商業ガイドラインの見直し協議開始	都市計画マスタープラン後期計画策定（3月）	センターゾーンを「中心都市拠点（商業を含む都市機能集積拠点）」として位置付け
	商業ガイドライン協議・調整（10-12月）	<p>都市計画変更の公告・縦覧・説明会（8～9月）</p> <p>都市計画審議会（11月11日）</p> <p>条例改正案議会上程・都市計画変更告示（12月予定）</p>	
平成 29 年	商業ガイドラインの変更（3月末予定）		